

公立大学法人横浜市立大学職員の看護職員等処遇改善に係る特殊勤務手当の特例に関する要綱

制 定 令和4年10月24日
最近改正 令和4年12月8日

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和4年度診療報酬改定により新設された看護職員処遇改善評価料の趣旨に鑑み、公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程（以下「賃金規程」という。）第14条第1項第5号の規定に基づく公立大学法人横浜市立大学附属病院及び市民総合医療センター（以下「附属2病院」という。）に勤務する看護職員等の特殊勤務手当の特例について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 看護職員 賃金規程第3条第2項に掲げる医療技術・看護職員等給料表の適用を受ける職員及び公立大学法人横浜市立大学一般職賃金規程（以下「一般職賃金規程」という。）の適用を受ける職員のうち、附属2病院に勤務する看護師及び助産師の職にあるもの
- (2) 医療技術職員等 賃金規程第3条第2項に掲げる事務・技術職員給料表及び医療技術・看護職員等給料表の適用を受ける職員並びに一般職賃金規程の適用を受ける職員のうち、附属2病院に勤務する別表第1に掲げる職種の職にあるもの
- (3) 看護職員処遇改善評価料 診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第269号）及び基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第270号）に基づき、看護職員の処遇の改善を図る体制その他の事項につき厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院する患者に対し算定される診療報酬

(支給対象等)

第3条 月の初日在職する看護職員又は医療技術職員等が当該職の業務に従事した場合には、看護職員処遇改善評価料が措置される間に限り、別表第2の支給対象の区分に応じた支給額に定める看護職員等処遇改善手当を支給する。

- 2 理事長は、附属2病院が厚生労働大臣の定める看護処遇改善評価料の施設基準を満たすため必要と認められる場合には、前項の規定に関わらず、別表第2に規定する支給額を変更することができる。
- 3 前2項の規定に関わらず、職員が次の各号の一に該当する場合は、看護職員等処遇改善手当は支給しない。
 - (1) 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって給料を受けない場合
 - (2) その他支給しないことが適當と理事長が認める場合

(雑則)

第4条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和4年12月8日から適用する。

別表第1 医療技術職員等

| 職種 |
|-------------------|
| 看護助手 |
| 理学療法士 |
| 作業療法士 |
| 視能訓練士 |
| 言語聴覚士 |
| 歯科衛生士 |
| 歯科技工士 |
| 診療放射線技師 |
| 臨床検査技師 |
| 臨床工学技士 |
| 管理栄養士 |
| 栄養士 |
| 精神保健福祉士 |
| 社会福祉士 |
| 保育士 |
| 救急救命士 |
| 鍼灸師 |
| 心理療法士 |
| 胚培養士 |
| リハビリ補助 |
| 遺伝カウンセラー |
| チャイルド・ライフ・スペシャリスト |
| 薬剤師 |
| 薬剤師レジデント |

別表第2 看護職員等処遇改善手当

| 支給対象 | 支給額 |
|---------|----------|
| 看護職員 | 月額8,600円 |
| 医療技術職員等 | 月額5,100円 |